

令和6年度第1回門真市廃棄物減量等推進審議会議録

会議の名称	令和6年度第1回門真市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和6年11月8日(金)午後2時から3時50分まで
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	<p>【出席】（出席人数 5人/全9人中）</p> <p>会長 水谷 聡 委員 内海 秀樹</p> <p>委員 西口 眞弓 委員 合田 征一郎</p> <p>委員 辰巳 秀司</p> <p>【欠席】</p> <p>副会長 島田 洋子 委員 有馬 直人</p> <p>委員 長谷川 忠秋 委員 三ツ川 浩一</p> <p>【事務局】</p> <p>環境水道部：西岡次長、長谷川総括参事、宮井参事</p> <p>環境政策課：森井課長、上野課長補佐、西谷課長補佐、 宍戸主任、黒田主任、寺田係員</p> <p>クリーンセンター業務課：山本課長、岡本課長補佐、本田課長補佐</p> <p>クリーンセンター施設課：平山課長、楠本課長補佐、西田課長補佐</p> <p>応用技術株式会社：安部主任</p>
議題 (内容)	<p>1 令和5年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理</p> <p>2 一般廃棄物処理基本計画中間見直し(案)について</p> <p>3 答申(素案)について</p> <p>4 その他</p>
傍聴数	0人
担当部署 (事務局)	<p>(担当課名)環境水道部環境政策課</p> <p>(電話)06-6902-6490(直通)</p>

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課の黒田でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>失礼ながら、着座にて進行させていただきます。</p> <p>さて、本日は、委員9名中5名が出席されておりますので門真市廃棄物減量等推進審議会規則第5条第2項の規定により本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本審議会の公開・非公開につきましては、最初の審議会におきまして公開することが決定しております。</p> <p>また、議事録作成のために、会議の内容を録音させていただきますことをご了承ください。</p> <p>ご発言をいただく場合がございますが、お手元のマイクのボタンを押してから、ご発言くださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>1点目、「議事次第」でございます。</p> <p>2点目、「門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」でございます。</p> <p>3点目、資料1「令和5年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理」でございます。</p> <p>4点目、資料2「門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直</p>
----	--

し（案）本編」でございます。

5点目、資料3「門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（案）概要版」でございます。

6点目、資料4「中間見直しにおける主な変更点について（参考）」でございます。

7点目、資料5「門真市一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて（答申）（素案）」でございます。

8点目、参考資料1「門真市廃棄物減量等推進審議会規則」でございます。

9点目、参考資料2「門真市廃棄物減量等推進審議会会議公開要領」と10点目、参考資料3「会議傍聴要領」でございます。

11点目、参考資料4として、会議用に令和2年3月に策定しました「門真市一般廃棄物処理基本計画」をご用意させていただいております。

以上の11種類でございますが、お手元がない資料がございましたら、事務局までお知らせ願います。

なお、参考資料4の「門真市一般廃棄物処理基本計画」については、次回審議会でも使用しますので、会議終了後は机の上に置いたままご退席いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従い、進行させていただきます。

本年2月に開催させていただきました前回の審議会から時間が経過しておりますほか、4月の人事異動で事務局側にも変更がございましたので、改めて委員及び事務局をご紹介します。

初めに審議会委員の皆様をご紹介します。

	<p>お手元の資料の委員名簿の順番にお名前のみご紹介させていただきます。</p> <p>はじめに、第1号 学識経験者として、本審議会の会長をお願いしております水谷委員でございます。</p>
会長	水谷です。よろしくお願いいたします。
司会	内海委員でございます。
委員	内海です。よろしくお願いいたします。
司会	次に第2号、関係市民団体を代表する者の委員として、西口委員でございます。
委員	西口です。よろしくお願いいたします。
司会	次に第3号、関係業者団体を代表する者の委員として、合田委員でございます。
委員	合田です。よろしくお願いいたします。
司会	辰巳委員でございます。
委員	辰巳です。よろしくお願いいたします。
司会	なお、本審議会の副会長をお願いしております島田委員、有馬委員、長谷川委員、三ツ川委員につきましては、所用のため

<p>司会</p>	<p>ご欠席となっております。</p> <p>皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局をご紹介いたします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務局の紹介〕</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、環境水道部次長の西岡よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>次長</p>	<p>環境水道部次長の西岡でございます。</p> <p>門真市廃棄物減量等推進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、平素より本市環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、3回目の審議会でございます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）や、次回の審議会でございます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）についてご審議いただく予定となっておりますが、市民、事業者の皆様と直結する、ごみ処理手数料の見直しや新たなプラスチックごみの分別などの事項もでございます。</p> <p>限られた時間ではございますが、循環型社会形成に向けまして、廃棄物の減量や適正処理推進のための新たな施策等を、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、とりまとめてま</p>

<p>司会</p>	<p>いりたいと考えております。</p> <p>簡単ではありますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>それでは、以後の進行を水谷会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>水谷会長、よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次第に沿って進行させていただきます。</p> <p>4. (1) 「令和5年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和5年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理についてご説明させていただきます。</p> <p>【資料1】をご覧ください。</p> <p>こちらの表は、本年2月1日に開催させていただきました令和5年度第2回審議会における整理としまして、表の左側に審議会委員の皆様からいただいた主なご意見を、右側に本市の対応等について整理した資料となります。</p> <p>まず初めに、1. 第1回審議会における検討内容と意見等の整理についてご説明いたします。</p> <p>「議事録の中で「ごみ処理広域化は検討中」との記載と「広域化を前提に考えている」との記載があり、ニュアンスが違うので合わせておく方が良いのではないかとのご意見について、「ご指摘のとおりですが、本市としては、国等のごみ処理広域化推進の方針もあり、大阪広域環境施設組合へ将来的に加</p>

入していくことを前提に考えており、現在は検討段階にあることをご説明しました。」と回答しております。

次に、2. ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書について順にご説明いたします。

「アンケートを取るのは非常に良いことだが、443件の回答者は、おそらく環境問題に関心のある方だと思う。非常に前向きな意見がある一方で無回答も多く見受けられる。この結果が、門真市民の総意であるというような利用のされ方をするのは違うのではないか。」とのご意見について、「皆様からいただいたご意見を参考にして、今後の取り組みに活用したいと考えている。当方としても、アンケート結果をもってごみの有料化等の意思決定をするつもりはありません。」と回答しております。

「アンケートの集計方法について、例えば年代別、性別ごとのクロス集計を実施すると、より結果が明確になるのではないか。」とのご意見について、「情報量が多くなりすぎることから審議会では割愛したが、今後の施策を検討する際には参考にしていきたい。」と回答しております。

「景気の動向も影響してか、食品ロス削減などの意識は高まっていっているように思う。そういう部分を前回アンケートの結果と並べて表示して、考察いただければより良いものになったのではないか。」とのご意見について「この5年の間に、回答者属性では核家族化や高齢化の傾向が見られる。また、環境意識の向上や生活様式の変化も見受けられる。前回のアンケート結果の値は併記していましたが、ご指摘は次の機会に活かしていきたいと思います。」と回答しております。

「インターネットによる回答が48件あったとのことである

が、インターネット回答をされた方の年齢層とか、何か傾向があれば教えて欲しい。」とのご意見について、「インターネットでの回答者の年齢層は40代、50代の方が多くを占めていました。」と回答しております。

「広報紙にQRコードを記載したことで、結果に顕著な傾向や戦略的に見えそうなことがあれば、次回以降のインターネットによる回答が増えることを期待して、広報紙の目立つところに記事を置いて、アピールをされてはどうか。」とのご意見について、拝承と回答しております。

なお、以下拝承については、省略させていただきます。

「アンケート結果を、市の施策の周知度や市民が期待していること、広報の効果などを知るための手段としてポジティブな視点で解析し、施策検討に活用してはどうか。」とのご意見について、「アンケート結果の意味を理解し、市民に公開することで、環境問題を意識するきっかけになれば非常に良いと思う。」と回答しております。

「全国との比較で、全国よりも門真市は意識が高いと言われたら、悪い気はしませんから、市民がアンケート結果に興味を持って次回のアンケートに協力いただくことができるよう総括してはどうか。」

「1,500人を無作為抽出と説明されたが、年齢等を考慮せず無作為抽出したのか。考慮しているならば、信頼性に関わるので報告書に記載した方が良い。」とのご意見について、「無作為抽出と記載しているが、市の年代別構成比を考慮して抽出するほか、男女比も同数となるようにしてアンケートを送付しており、その旨を報告書に記載します。」と回答しております。

「報告書にアンケート実施期間を記載した方が良い。」

「プラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）は、新しい用語であるが、アンケートに回答された方は、言葉の意味が正しく理解されているのか。」とのご意見について、「設問には、製品プラの説明としてプラスチック製のおもちゃ、文具、台所用品、収納用品、風呂・洗面用具など、との説明を付しています。」と回答しております。

次に、3. 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更点について順にご説明いたします。

「最終目標年度のごみ量見直しについては、大型店舗が昨年オープンされ、かなりのごみ量が出ている。また、モノレールの延伸なども予定されており集客率も上がるほか、インバウンドの影響も考えられるので、上方修正する方が無難だと思う。」とのご意見について、「ご指摘のとおり、大型店舗の出店により、かなりのごみ量が出てきている。排出実績を見ながら、将来のごみ排出量を検討する必要があると思っています」と回答しております。

「食品ロスについて、どこの市町村も発生抑制を施策として挙げるが、その後の取り組みはあまりされていない。

そもそも食品ロスの取り組みは結果が見えにくい。

学校教育に取り込んではどうか。

例えば、環境を意識したクラス委員を作って、入試の時に実績が考慮されるようにしてあげれば結果も出てくるのではないか。」とのご意見について、「食品ロス削減のためには、各人が食べ残しを減らすほか、各企業での削減努力をしていただく必要があります。

ご指摘のとおり、学校教育も大事かと思っています。

物を大切にすゝる気持ちやもつたいないという気持ちをご理解いただく取り組みが必要であり、学校にもご協力をいただきながら、周知する機会を作つていければと思つています。」と回答しております。

「事業系ごみの適正処理指導に関して、事業者への立ち入り検査を実施されている中で、今後、ごみ減量効果が出てくると思ふ。」

「処理手数料の見直しについては、もちろん経費は少ない方がいいが、廃棄物は適正処理が担保されないと生活環境に直結する話ですから、法人や市民に負担いただかなくてはいけない部分だと思ふ。

ただし、周知の徹底や階段方式にするなどの方法があると思ふ。」とのご意見について、「適正な費用負担は必要かと思ひます。平成 27 年にごみ手数料を改定した際に、実際にかかっている費用の半分ぐらゐを負担いただくのが良いのではないかと議論をいただいており、同様に考えるとごみ 10 kg あたり 150 円から 160 円となるが、他市と同様に段階的に引き上げていくことも含めて検討していきます。」と回答しております。

「動物の死体処理に関しては、愛護動物として、あるいは家族としてのペットを見送るといふ形であれば、一体 5,500 円といふのは致し方ないのかと思ふ。」とのご意見について「従来の処理方法に加えて動物死体専用の焼却処理方法を選択肢として追加するものです。」と回答しております。

「学校教育も大事であるが、家でごみを捨てるときに、どのように分別するかといふことも大事だと思ふ。

分別を厳しくすることで、忙しくてごみが出せないといふことからごみ屋敷などが増えても困る。

ごみ手数料の値上げでの不法投棄の増加や、分別が不十分なごみの残置指導もまちの景観を悪くする。

また、粗大ごみの処理などもお年寄りには負担になっていると思う。

色々なことが絡み合っていて難しいが、教育ということでは家庭が大事である。」とのご意見について「確かに家庭教育は大変重要だと思います。

また、アンケートの中でもご指摘のあった内容のご意見をいただいています。

お年寄りのごみ出しの手伝いなど、門真市として実施しているサービスもあるので、周知していきたいと思います。」と回答しております。

「粗大ごみ処理の持ち込み時にもシールを貼るようにすると、門真市としては、ごみの収集業務量が増える可能性があるが良いのか。」とのご意見について「年末など焼却工場にごみを持ち込まれる方が多く、車両整理のためのガードマンが必要な状況であり、周辺にもご迷惑をおかけしています。なるべくごみの持ち込みを減らしたいと考えています。」と回答しております。

「食品ロス削減計画の目標は、大阪府に合わせた目標と、門真市独自の目標を設定してもいいのではないか。」とのご意見について、「見直しを進める中で検討します。」と回答しております。

「事業系ごみが多いとの説明であるが、事業系ごみを一般廃棄物として処理するか産業廃棄物として処理するかというところと関係しているのか。」とのご意見について、「関係していると思っています。

どの程度ごみ減量ができるかはわからないが、適正処理を進めていくことで、ごみ減量に繋がるものと考えています。」と回答しております。

「ごみの区分変更でごみの流れが変わることや大型商業施設の出店の影響など、今後の見通しが非常に複雑になるというのはよく理解できるが、併せてごみ処理の単独、広域化を選択する議論をする必要があるのではないか。」とのご意見について、「本市でもごみ減量に努めていかなくてはいけないと思っている。排出事業者への指導や、クリーンセンターにおける展開検査を適切に実施することで、適正処理を推進し、ごみ減量に繋げていきたいと考えています。」と回答しております。

「ごみ問題を市民に理解してもらって自発的な行動を促す（醸成する）必要があり、徐々に考えながらやっていくということが必要だと思う。」

「学校教育の場で、積極的に取り組まれている SDGs などに関する環境教育とうまく絡めて、身近な生活のごみ問題と地球環境の問題とを繋げて教育していただく、ごみの有料化などは時間をかけて議論し醸成していき、一方で手数料などの直近で改定しなければならない話は、今年アンケート調査の結果などを踏まえて各部署で落としどころを探る、という方針でやっていくしかない。」

「将来的な意識醸成を考える際には、具体的に市民が何を求めているのか、何が市民に一番メリットがあるのかを考え、デメリットを被る人には、別の対応を検討することが必要で、そのためにはアンケート結果の分析に加えて、福祉や教育に関わる人たちの意見も聞きながらやっていくしかないのではないか。」

「リサイクルやSDGsを完璧に実現しようと思うと独裁国家が一番ということになってしまう。そのような国家でコントロールされている世界を実現するのが目的なのかということ

本末転倒である。」

「厳格なルールを設定しても守らない人がでてきて、不法投棄やルールに対応できない方もでてくる。」

「SDGsの目標には、誰1人取りこぼさないというフレーズがあるが、これらは地球上にいる誰もがみな快適に幸せに暮らす社会にすることが目的ですので、ルールが本当のコンセプトとかけ離れないようにすることを目指すのが良いのではないか。」

「アンケート結果をいろんな観点から分析して何かアイデアを掴んでいただければと思う。」

「アンケートの意見が中間見直しに役立っていることを市民にお知らせするのも効果的な発信の一つだと思う。」などのご意見について、「アンケートの中にも、例えば近くにごみの分別ができてない方がいらっしゃるので、行政の方からもっと厳しく指導してほしいというご意見もあります。資源ごみの持ち去りの問題で、マナーの悪い人もいらっしゃって人の敷地の中に勝手に入ってきて、缶を持って帰られるというようなことも実際に起きており、苦情になっています。どうやって皆さんの理解を得ながら、行政施策を進めていけばいいのかというのは大変難しいところですが、皆さんにご協力をいただかないと、この事業はできないので、皆さんのご協力がいただけるように、私どもも頑張っております。」と回答しております。

「他の部局の方との連携はされているのか。食品ロスなどの問題は、環境部局だけの問題ではなくなってきている。例えば

	<p>教育関係の部局と連携されているのか。」とのご意見について「環境学習では、教育委員会と連携し、毎年小学生向けにクリーンセンターでの環境学習を実施しており、食品ロス、廃棄物減量の講座のほか、体験学習等も実施しています。また、環境をテーマとした絵のコンテストなども実施しています。並行して環境基本計画の改定作業も実施しており、様々な部局と連携しながら検討を進めています。」と回答しております。</p> <p>最後に「資源の持ち去りの件は、悪質な人もいると思うが、生活困窮者もいるので福祉からのアプローチも必要になる。」などのご意見をいただきました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回2月の審議会に係る説明につきまして、ご質問、あるいはニュアンスが少し違ったのではないかとのご意見等はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>資料1の検討内容と意見の整理なのですが、一般市民に閲覧していただくような形になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料については公開しないですけれども、議事録については公開いたします。</p>
会長	<p>他によろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ということは、議事録ではこの左側の部分に関しては、市民の皆さんは確認することができるけれども、右側に関しては、</p>

	<p>わからないという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>左側も右側も議事録をそのままアップしますので、読んでいただいたらやり取りの全てがわかるようになっております。</p>
委員	<p>この右側の部分というのは会議の中で出されたご意見に対する事務局の返事ということで理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>拝承は言っていないですが、書いている趣旨は私どもがお答えさせていただいた内容を要約して、記載しております。</p>
委員	<p>わかりました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ニュアンスの違い等もないようですので、本件に関しましては、合意を得た、確認したということで進めたいと思います。</p> <p>続きまして（２）一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの案について、事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、一般廃棄物処理基本計画中間見直し（案）についてご説明させていただきます。</p> <p>この議事については【資料２】から【資料４】に関するご説明となりますが、時間の制約もございますので、主な変更点として、【資料３】概要版と、パワーポイントの【資料４】中間見直しにおける主な変更点について（参考）を用いながら、ご</p>

説明をさせていただきます。

まず【資料3】概要版の1ページ 第1部 総論の第1章計画見直しの趣旨をご覧ください。

第1章につきましては、今回新たに作成した部分でございます。

SDGsの持続可能な社会をめざす取り組みや脱炭素社会の実現をめざす動きが活発となるなど、廃棄物処理を取り巻く諸情勢の変化に合わせて、本計画の中間見直しを行うことを、計画見直しの趣旨として記載しております。

第2章の計画の位置付けについては、基本的な関係性に変更はありませんが計画期間の1年延長については後程ご説明させていただきます。

続いて、概要版の2ページをご覧ください。

第3章 門真市の概要として、人口の推移を代表して記載しております。

その他の情報につきましても最新の情報に変更するべく、基本的に令和5年分までのデータを記載するよう見直ししております。

図2の人口推移に示すとおり、人口は年々減少傾向であり、この10年間で約8%の減となっております。

次に、概要版の3ページ第4章計画目標年度でございますが、こちらは【資料4】パワーポイントの1ページをご覧ください。

1点目の「計画期間を1年延長」でございます。

前回の審議会にて一度ご説明しておりますので簡単にご説明いたしますが、図に示しているとおおり、現計画の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年でございます。

一番下の環境基本計画の計画期間につきましては平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年であり、両計画は 5 年間のずれとなっておりますので、それぞれの計画改定と中間見直しのタイミングが、毎回重なることとなります。このままでは、各審議会のスケジュール調整などが事務的に厳しいことや、上位計画である環境基本計画の改定後に本計画を見直す方が合理的であることから、この中間見直しで一般廃棄物処理基本計画の計画期間を 1 年間延長して、令和 12 年度までの計画にすることといたしました。

次に、概要版の 4 ページをご覧ください。

ここからが、第 2 部のごみ処理基本計画でございます。

図 4 で令和 5 年度のごみ処理フローを記載しております。

図の左下に示すとおり、ごみの総排出量は 39,418 t、市民 1 人 1 日当たりの排出量は 919 g でございました。

また、次の 5 ページ、第 1 節のごみ総排出量では、図 5 としてごみ総排出量の推移を記載しており、ごみ総排出量は減少傾向で推移しており、この 10 年間で 8,367 t、約 18%減少しております。

6 ページでは、図 6 で家庭系ごみの区分別排出量、図 7 で事業系ごみの区分別排出量の推移を記載しています。

家庭系、事業系ともに、概ね減少傾向で推移しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響からか、家庭系ごみは令和元年度 23,612 t から令和 2 年度 23,718 t と 100 t 程度一時的に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しております。

図 7 の事業系ごみでは、逆に令和元年度 18,530 t から令和 2 年度 16,784 t と 2 千 t 程度大きく減少しました。

また、その後も同程度で推移しています。

7 ページでは、図 8 焼却処理量の推移と、図 9 資源化量の推移について記載しております。

焼却処理量、資源化量ともに年々減少していますが、特に資源化の集団回収量が大きく減少しております。

コロナ禍で様々な活動が自粛された影響もあり、集団回収自体を行う団体数の減少が大きな要因となっております。

次に、8 ページの第 3 章ごみ処理費用の現状では、図 10 ごみ処理費用の推移、図 11 ごみ 1 t 当たりの処理費用の推移で年々ごみ処理費用が高騰しており、令和 4 年度のごみ 1 t あたりの中間処理費用が約 3 万 2 千円となっております。

9 ページでは、現行のごみ処理手数料を表 1 で示しております。

なお、ごみ処理手数料の見直しについては、後程ご説明いたします。

次に、10 ページの第 4 章 ごみ排出量及び処理量の見込み 第 1 節としまして ごみ将来排出量推計の方法でございしますが、過去 10 年間、平成 26 年度から令和 5 年度までのごみ排出実績を基に、新たにごみ排出量の原単位を求め、家庭系ごみは将来人口から、事業系ごみは将来事業所数から将来排出量を推計しました。

将来人口の設定は、本市の第 6 次総合基本計画改定に向けた基礎調査報告書に基づいております。

人口は減少傾向にあり、表 2 の令和 12 年度における推計人口は、小さい字で申し訳ありませんが、約 10 万 8 千人となっております。

次に 11 ページをご覧ください。

図 13 は、現状趨勢の場合の最終目標年次・令和 12 年度の

み処理フローでございます。

ごみの総排出量の推計には、ららぽーとやコストコなどの大型店舗の出店によるごみ量増加等については考慮しておりますが、多量排出事業者への立ち入り指導等によるごみ量の減少等もあり、結果的に図 13 の左下ですが、市民 1 人 1 日当たりの排出量は同じですが、人口減少の影響等により 3,011 t、7.6% の減少となっております。

12 ページからは、第 5 章課題解決に向けた施策でございます。

なお、食品ロス対策の施策につきましては、新たに第 3 部として食品ロス削減推進計画を策定しましたので、第 3 部にまとめて記載しております。

まず（１）の家庭系ごみ排出抑制等のための方策では、これまでと同様にごみ分別の徹底や 4 R の推進について進めてまいります。また、「プラスチック資源循環促進法」に基づき製品プラスチックの分別に取り組んでいくことや、「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」に伴う取り組みについて推進することを追記しています。

次に（２）の事業系ごみ排出抑制等のための方策では、従来の施策に加えて、事業所から排出される弁当がら、ペットボトルなどのプラスチックごみを産業廃棄物として適正処理指導を強化すること、資源化可能な紙ごみの焼却施設への搬入を禁止とすることを追記しています。

また、クリーンセンターに搬入されるごみの展開検査を継続的に実施するなど 適正処理の指導を強化してまいります。

次に、パワーポイントの【資料 4】 2 ページをご覧ください。

周辺市におきましても、事業所から排出される弁当がら、ペットボトルなどのプラスチックごみを産業廃棄物として指導しているところが大半であります。

ごみ自体は一般廃棄物と変わらないものですが、3ページには産業廃棄物を所管している大阪府の見解を掲載しておりますが、事業活動に伴って生じた廃プラスチック類であるため、産業廃棄物に該当するとしております。

4ページには、北河内各市とごみ排出量を比較した資料がありますが、北河内各市に比べて、家庭系ごみは同程度の排出量ですが、事業系ごみが他市と比較して多い特徴があります。

北河内各市に比べて事業系ごみが多い理由としましては、門真市における経済活動が活発で、例えば昼夜間の人口比率が108.1と大阪府下で大阪市、摂津市に次ぐ3番目であることもありますが、先程ご説明しました廃プラスチック類などの産業廃棄物が事業系一般廃棄物として搬入されていることや、受入施設のクリーンセンターにおける搬入ごみのチェック体制が十分でなかったことなども要因の一つであると考えております。

この次にご説明いたします、ごみ処理手数料の適正化など、様々な対策と合わせて事業系ごみの減量に注力していく必要があると考えております。

次に、概要版の13ページをご覧ください。

(3)のごみ処理費用の適正化に関する方策では、年々ごみ処理費用が大きく増加していることから、より効率的・効果的なごみ処理に努め、ごみ処理費用の適正化を図ってまいります。

項目としましては、①効率的・効果的なごみ処理の実施、②ごみ処理手数料の見直し、③家庭ごみの有料化について記載し

ております。

②のごみ処理手数料の見直しについては、処理に要した費用に見合った手数料に見直しを行うものですが、内容的には3点ございます。

そこで、パワーポイントの【資料4】5ページをご覧ください。

1点目は、持ち込みごみの処理手数料について見直しするものです。

令和4年度におけるごみ1tあたりの中間処理費用は、約3万2千円で、現在のごみ処理手数料が10kgあたり90円であるため、約3倍の処理費用を要しております。

受益者負担の原則からごみ処理費用に見合った処理手数料とする必要があります。

現在のごみ処理手数料は10kgあたり90円ですが、平成27年度にごみ処理手数料を改定した際の考え方を踏襲して、必要経費の1/2程度をご負担いただく場合、10kgあたり約160円となります。

6ページでは、北河内各市のごみ処理手数料を纏めておりますが、枚方市のごみ処理手数料が現在10kgあたり120円で、令和7年12月から10kgあたり150円となることや、大東市が令和8年度から値上げを予定しております。

5ページに戻っていただいて、周辺市の状況や、ごみ処理手数料の激変緩和措置を考慮し、令和8年度から10kgあたり120円、令和10年度から10kgあたり150円程度とすることが適当であると考えております。

また、2点目の粗大ごみを持ち込む場合の処理手数料の見直しについては、現行の10kgあたり90円の処理手数料を、収集

する場合の粗大ごみの種類に応じた費用負担と同程度の負担に見直しするものであります。

次に、6ページの北河内各市のごみ処理手数料を再度ご覧ください。

ごみの呼び方は、大型ごみ、粗ごみ、粗大ごみと色々ですが、近隣市の多く例えば、守口市、枚方市、四條畷市、交野市などは、粗大ごみを持ち込む場合も個別に市が収集する場合と同様の費用を徴収するシール制としております。

また、寝屋川市では重量制ですが、10kg当たり130円と許可業者が持ち込む事業系ごみの処理手数料よりも高い金額を設定しております。

再度5ページに戻っていただいて、本市におきましてもいわゆる便利屋や遺品整理業者などの無許可業者による不適切なごみの搬入を防止するとともに、纏めて粗大ごみをご自分で持ち込みする場合も、処理手数料を公平にご負担いただくため、粗大ごみの種類に応じた費用負担とするなど、令和8年度から処理手数料の制度を変更したいと考えております。

3点目の動物死体の処理方法の追加では、近年、動物愛護の観点から、犬、猫などの動物の死体を動物死体専用焼却炉で焼却するケースが周辺自治体でも増えております。

本市では、動物の死体を廃棄物としてごみ焼却炉において焼却処理してまいりましたが、ペット飼い主のお気持ちに配慮し、処理費用は、現行の1体500円に対して5,500円必要となりますが、動物死体専用の処理業者へ処理委託することが選択できるよう条例等を改正し、令和7年10月から新たな制度の追加を実施する予定でございます。

次に、概要版の14ページをご覧ください。

(5)のごみ処理体制のあり方に関する方策では、大阪広域環境施設組合とのごみ処理広域化に関する検討状況等を追記しております。

第2節 前回計画から継続・強化する取り組みでは、基本的にこれまでの記載内容と同じですが、(1)家庭系ごみの減量等に関する主要な施策において門真市プラスチック削減プラットフォームの設置を追記しました。

次に16ページをご覧ください。

(4)の脱炭素社会・循環型社会構築に関する施策では、低炭素社会を脱炭素社会に改めるほか、上から2つ目の門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を現在環境基本計画と合わせて策定中でございますので、その計画の推進を追記しました。

17ページの第3節将来のごみ処理フロー(施策実施後)では、各種施策によるごみ減量効果を考慮して令和12年度におけるごみ処理フローを推計した結果を記載しております。

下段の赤字のかっこ書きの数値については、令和5年度実績との比較を示しておりますが、各種施策による効果として、ごみの総排出量で6,108t・15.5%、市民1人1日当たりでは78g・8.5%の削減になるものと推計しております。

18ページからは、新たに策定しました第3部食品ロス削減推進計画でございます。

第1章では、計画の基本事項として、第1節で計画の背景や第2節で計画の位置づけについて記載しております。

19ページでは、第1節門真市における現状として、令和5年度の食品ロス量については、令和元年度に実施したごみ組成調査結果などから推計しており、合計で8,598tの食品ロス量と

見込んでおります。

次に、第3章 数値目標でございますが、削減目標は、国や大阪府と同等の目標として、令和12年度に平成12年度比で事業系、家庭系ともに50%削減としております。

また、20ページの第2節取組み目標では、国や大阪府の目標に準じて市民アンケート結果で、食品ロス削減の取り組みを複数項目で「ほぼ実施している」の割合を95%とすることを目標としております。

次に、第4章基本施策の推進では、第1節事業者への取り組みや第2節市民への取り組みについて記載しております。

23ページをご覧ください。

ここからが、第4部 生活排水処理基本計画でございます。

大きな変更はございませんが、24ページの第3章 計画目標年度の最終目標年度は、令和12年度に変更いたしました。

次に、25ページの第4章 処理方式別人口及び排出量の見込みでは、図17 水洗化・非水洗化人口及び水洗化・生活雑排水処理率の将来推移に示しているとおおり、令和5年度までの実績を基に推計を見直ししております。

下水道整備が着実に進んでいることにより、令和12年度の水洗化率は99.4%、図18のし尿及び浄化槽汚泥量の将来推移では、令和12年度で1,178kℓと予測しております。

27ページをご覧ください。

ここからが、第5部 災害廃棄物処理計画でございます。

第1章 計画査定の趣旨から30ページまでは大きな変更はございません。

31ページ(3)の被害想定に基づく災害廃棄物の発生量では、令和5年4月に国の災害廃棄物対策指針資料編が改定され

<p>会長</p> <p>委員</p>	<p>たことに伴い、災害廃棄物発生量の推計式を見直ししております。</p> <p>新たな推計方法では、災害により発生する建物の全壊、半壊の棟数から発生原単位をかけて推計する方法になっており、災害廃棄物発生量を建物解体に伴い発生する災害廃棄物のほか、建物解体以外に発生する災害廃棄物として、新たに片付けごみ発生量を推計することになりました。</p> <p>パワーポイントの【資料4】7ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、【災害廃棄物発生量 推計方法】の旧方式と新方式の推計結果について比較しております。</p> <p>例えば、上町断層帯地震Aの災害廃棄物発生量は、旧方式で82万9千tから新方式では約120万5千tに増加しており、全体的に災害廃棄物発生量が多くなるように見直しされております。</p> <p>再び、概要版の32ページをご覧ください。</p> <p>ここでは、水害による災害廃棄物発生量を新たに推計しており、寝屋川流域の河川が氾濫した場合には32,887tの災害廃棄物が発生すると推計しております。</p> <p>最後に、第2節 各主体の役割から第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定については変更ございません。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明に対しまして何かご質問、ご意見等いかがでしょうか。</p> <p>この概要版とパワーポイント資料も市民の目に触れる形にな</p>
---------------------	---

事務局	<p>るのでしょうか。</p> <p>概要版及び本編につきましては公表いたします。</p> <p>市民の皆様に見ていただくように手続きをすることになっておりますが、このパワーポイントの資料については公表する予定はございません。</p>
委員	<p>ごみ処理の基本計画というのは環境省より平成 20 年 6 月 19 日付で通知された指針に基づいて、全国の市町村が策定するという仕組みになっていたかと思うのですけれども、概要版を拝見している中で、ちょっと背筋が寒くなったのが、今ご説明いただいた中で門真市の人口が徐々に減っていっていると、奇しくもメディアの中で、門真市はこのままいったら消えるよというようなことを取り上げられ、市長が呼ばれたというようなことがあったと思うのですね。</p> <p>一般の方がこれを見たときに、私が今感じたような寒気というのを実際するのではないかなというところが、今回の審議会の論点とはずれていますが、思った次第です。</p> <p>それとですね、今回関係ない話なのかもしれないですが、前回の審議会の中で事業系のごみが何で多いというようなことをよく言われた中で私は昼間人口が多いからでしょっていう話が今回つぶさに反映されているのかなと思います。</p> <p>事業系のごみが多いというのは、法人市民の方に対しての分別の指導というのが今までなされてなかった向きが反映されているのかなと思います。</p> <p>今後それを取り組んでいかれるということは、減量計画において非常に有効な形になってくるのかなとは思いますがね。</p>

ただ、概要版を拝見している中で、周辺市の事業系のごみとの比較ということにおいて、ちょっと見劣りがするのかなと思います。

いままで、つぶさに取り組みをやってなかったよということ、別に隠す必要性はないのかなと思うのですが、そういう疑問符が付けられたときにうまく説明していただける材料をもう少し増やしていただく方がいいのかなと。

といっても、なかなかそんな材料ないですけどね。

あとですね、経験則からなのですがパワーポイント資料の5ページの5番のごみ処理手数料の見直しについて、我々門真市の許可業者としましては、大阪広域環境施設組合、いわゆる大阪府がリーダーシップをとって、八尾市、松原市そして守口市で結成されている処理体系に参画されていく中で、このままやったら令和8年度、10年度にごみ処理料金の値上げをしなければいけないけれども、広域組合に入ったらセーフですよというようなロジックに見えてしまう可能性があるんで、ここはうまく隠していってもらった方がいいのではないかと思います。

私が何を言いたいかというと、広域組合に入っているところは、10 kg当たり 90 円なのですよ。

門真市がそこに参加した折に 120 円、150 円とかいうような金額だとおかしいですよってというような意見も出てくるので。

もちろん全部フラットに値段を揃えなあかんということはないと思うのですが、守口は 90 円なのに、なんで門真は 120 円 150 円なのといった形になったときの説明が思うのですね。

ただそうじゃないですよと、各市が勝手に設定していいです

よってという話はあるだとは思うのです。

なぜなら廃掃法にも書いてある通り、地方行政の特権がありますから、それははっきりと言い切っていたらと思うのです。

ただですね、令和8年に120円、令和10年に150円にということですが、門真市さんは以前も同じようなことされているのですよね。

ここにいらっしゃる職員さんでは多分、大半の方は交代されているので知らないと思うのですが、このわずか2年間の間に30円ずつ上がるというのは、市民さんに対してじゃなくて法人市民、事業者に対してのお金になってくる場面もあると思うのですね。

はっきり言って2年間で単価30円ずつ上がるっていうのは、法人市民さん方にとっては結構な支出になってしまうのですよ。

もちろん私は階段方式にすればいいとは思うのですけれども、多年度に渡って設定されていく方がいいのではなかろうかとは思うのですね。

どうしましてもこのあたりが以前の値上げのときも、法人市民さんにご理解いただくのが大変でしたので、前回と同じようなスキームになっているので、これは法人市民さんの方が門真市さんに対してですね、不信感を持つような向きもあると思いますから、1回ご検討いただき、値上げについては階段方式にしてあげた方がいいと思います。

これ階段じゃなくて、1段だけですから、2段ですけどね。そのあたりをご検討いただいた方がいいのかなと思います。

あと、シール制というのは非常にわかりやすいとは思いま

	<p>す。</p> <p>ただ、それをどこで販売するのってなったときに、大体コンビニさんとかで、販売されていくと思いますけれども、その体制作りですね、いきなり明日からとかじゃなくて、そういう取り扱いをされる店舗さんには従前にしっかりとこういうのを販売して行ってデポジット制みたいな感じですかね。</p> <p>コンビニさんで取り扱われるのはアルバイトの方なので、そのあたり周知徹底されていかれた方が、いいのかなと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>何点か、非常に大事なご意見をいただいたと思います。</p> <p>まず広域組合に入ったときの手数料等の横並びの観点がどうなのかというような話、それから事業系のごみの値上げに関して、金額としてのどうなのか、段階的に上げるとは言いながらどうなのかというような話と、あとシールの販売という話の三つについて、答申にも関わってくる非常に重要なところだと思いますので、事務局のお考えをお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まず、概要版の2ページの人口減少のお話に触れられたと思います。</p> <p>人口は確かに右肩下がりになっております。</p> <p>これについては門真市の第6次総合計画という上位計画がございますが、そこでも見直しをかけております。</p> <p>そういう意味ではもう公表されている資料になっております。</p>

人口減少が確かに進んではいるのですけれども、今の一般廃棄物処理基本計画を作ったときの推計人口よりは3,000人ぐらい増えております。

そういう意味では、その当時から比べると人口減少は少し緩やかになっているという状況になっております。

それから、事業系ごみの話ですけれども、門真市として十分に排出事業者の方に立ち入り指導をしてこなかったことが、ごみが多い要因の一つではないかというようなご指摘かと思えますけれども、おっしゃる通りかなと思います。

その辺については、今回の計画の中でもですね、力を入れてやっていきたいと記載しております。

それから、ごみ処理広域化で大阪広域環境施設組合に入ったら、ごみ処理手数料を上げなくてもいいのではないかと、もしかしたら思っていらっしゃるのかもしれないですけども、大阪広域環境施設組合との広域化については今検討を進めていっている段階で、どのような条件で門真市が加入できるかというのも未定です。

組合加入にあたって、大阪市と同じような処理料金のレベルで門真市のごみを受け入れてくれるかというとなかなか難しいのではないかと考えております。

それはなぜかという、組合加入にあたって、今の構成市さんにもメリットが出ないといけないというお話をいただいておりますので、門真市以外の市にもメリットを出そうと思うと門真市がその分費用負担をしないといけないということになりますから、必ずしも組合に加入したら処理料金が安くなるというふうには考えておりません。

その話とは全く別で、今中間処理費用の半額程度は負担いた

だくのが適当かなと考えておりました、令和8年度、令和10年度に30円ずつ上げさせていただくのが適当ではないかなと考えております。

資料4の8ページになります。

参考として一般廃棄物処理手数料の変遷ということで、平成6年のときからどのように値段が上がってきたのかというところでございます。

平成6年4月からは事業系のごみ10kg当たり40円ございました。

それが平成16年のところで85円になって、平成27年で90円になりました。

平成27年からだいぶ年数も経っておりますので当然、物価も上昇しております。

そういった意味で、中間処理費用の半分ぐらいは負担させていただくのが妥当じゃないかなというところで、値上げを考えているのですが、毎年あげるというわけにもいきませんし、長い期間かけて値段を上げていたら、また遅れていってしまうというところもありますので、これぐらいが妥当なところじゃないかなと思います。

もちろん排出事業者の皆様には大変負担を強いることになります。

ただ、大阪辺りのごみ処理手数料は非常に安くなっておりまして、全国的に見ますと、関東の方の市町村では処理にかかっている費用の全額を事業者さんに負担していただくのが普通になっております。

国の方もどちらかというとなら事業系ごみのごみ処理にかかったお金は全額いただきなさいというのが国の方の方針です。

	<p>ただ周辺自治体のごみ処理料金の実情というところを見ながら、あまり門真市が突出するわけにもいきませんので、それぐらいのところは妥当かなと考えております。</p> <p>それから、シール制の話につきましては、もう既に粗大ごみについては、家庭から出てくるごみにシールを貼って出してくださいというお願いをしておりますので、新たな制度を作るというわけではなく、現状、家庭でされているようにしてくださいというお願いです。</p> <p>シール制の体制作りというところでは特に問題ないのかなと考えております。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ちょっと確認ですが、今の処理費用の半分程度の手数料とするというのを審議会の方針として出していくということですが、現状は概要版でいうと何ページに記載されていますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>8ページを見ていただければ、図11で、ごみ1t当たりの処理費用の推移が載っています。</p> <p>その一番右の令和4年度のところを見ていただいて、3万1,861円、これが約3万2,000円と言っているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>これがごみ焼却をするのに、1t当たりかかっている費用ということなので10kg当たりでいうと320円ぐらいということで、その半分ぐらいの160円ぐらいまでは負担していただきました。</p>

委員

いという方針のところを 150 円、その前に、ワンステップにおいて 120 円というのがご提案ということですね。

というようなご意見ですけど、いかがでしょうか。

ごみ処理手数料というのはとってしかるべきですし、私も門真市民ですから、きちんとその費用負担は法人のみならず市民もしていかなければいけないところかなと。

将来性において有料化になるならないは今審議することではないとは思いますが、老婆心的なことをちょっと二つお話しさせていただいたらと思う。

ごみ処理手数料等は一般会計に歳入されていく流れになってくると思うのですね。

もしそのまま、広域化、広域事業にしていったときに一般会計に入ってきて、門真市の方で例えば、今建て替え中ですけど鶴見の方で焼いてもらうとか、そういうことになったときに向こうは 90 円と言っていて、こっちは 150 円かよという話になったらちょっとこれね、市民の方につつかれる要素の一つになるので、その辺りはうまくきちんと表記していける方向の流れがいいのかなというところですね。

あともう一つ私が懸念しますが、現状、事業系の一般廃棄物としてみなし一般廃棄物、あわせ産業廃棄物みたいな言い方はいろいろ様々あるのですが、廃棄物処理法では、産業廃棄物というのは法で定められた 20 種類の項目を言うのであって、あらゆる事業活動から出るものという定義があります。

それには市町村の庁舎ですとか、あるいは事業活動という範囲で言いますと市民センターの事務職員の方が出されるごみも含まれています。

	<p>もちろん業種限定じゃなく品目限定で言われているところの金属くず、ガラス、プラスチックなどは産業廃棄物として認定されるわけですがけれども、つつかれていくと、門真市さんが産業廃棄物業者と契約してきちんとマニフェストを出して処分しているのですかととなると、ノド詰める話になってくると思うので、その辺りも考えていかれた方がいいのかなと思います。</p> <p>我々一般廃棄物処理業者というのと合わせて産業廃棄物の収集運搬処理業者でもあるのですが、そのようなご用命を受けたことがないので、おそらく直営部隊さんが取られている流れかと思うのですがけれども、その他プラなんて言ってもプラスチックですから当たらずとも、産業廃棄物で処分してへんっていうのは、市民さん怒ってくる話になるので、その辺りをあわせてご検討いただいた方がいいのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>いや、私も大学のごみを見ていていつも気にはなっているところなのですがけれども、何かコメント等ありましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>1点目のごみ処理手数料が広域化になったときに、大阪市等が90円でうちが120円とか150円で何か問題があるというふうに指摘を受ける可能性があるのではないかというご心配をいただいているのですがけれども、うちも実際にかかっている費用以上にもらおうとは全く考えておりませんので、適切な費用をいただきたいと言っているだけです。そういうご懸念はないかなと思っております。</p>

会長

2点目ですが、まずは門真市役所から率先して、産業廃棄物としてきちっと職員が出したプラスチックごみも産廃業者に委託する方が良いのではないかとのご指摘だろうかと思います。おっしゃる通りだと思います。

まずは事業者さんをお願いするのであれば自分たちがやるのが当然で、そう言ってもすぐにはできませんので、まずはごみの分別からちゃんとやりましょうっていう話をして、お恥ずかしい話ですが、市役所の中でごみの分別がちゃんとできているかというとあまり分別ができておりませんので、次年度からはちゃんとやりましょうねという話を今進めているところでございます。

ただ、公共施設を解体するにあたって中にとどまっている物につきましては、一般廃棄物ではなく産業廃棄物として取り扱って処分するように契約を変えておりますので、一部は進んでいると考えております。

特に弁当がら等に関しては本当に難しいところだと思っております。本当にきちんと分別できるのかというような思いはあります。

けれども、大阪府の方針として、それは産業廃棄物であるという方針は変わりそうにないので、流れとしても対応していかざるを得ないのかなというような感じは受けております。

あと、広域組合に入るとなると組合さんのメリットがないというようなお話が、最初、少し違和感があったのですが、中間処理施設を持たなくてよくなるということの代替ということを見ると当然なのかなとも思います。

中間処理施設を抱えていただくということに対するという部

委員	<p>分ということを考えると、ある程度やむを得ないところかなという感じも持っております。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>今お話に出てきたのかもしれないのですが、事業系ごみ減量化で事業者の方に対して、これから周知徹底されていくというところなのではございますけれども、分別をやってくださいということかなと思うのですが、具体的にどういう形で事業者の方に周知徹底されていくのかというのは、何かございますか。</p> <p>それと、時期的にはいつぐらいのタイミングから、これはもう随時やっていかれるってということなのではございますか。</p>
事務局	<p>今ご検討いただいております一般廃棄物処理基本計画の中にそういったことを記載していくということですので。</p> <p>それができるのが今年度末になりますので、次年度以降については、事業所さんで、例えば従業員の方が食べられたお弁当等からは、門真市として産業廃棄物ですということを定義づけたということになるわけです。</p> <p>事業所さんの方にそれぞれちゃんと産業廃棄物として処理してくださいということをお知らせするためのパンフレットとかを作る予定にしておりますので、そういったもので周知をしていこうと考えております。</p> <p>もちろん立ち入り検査とかについても順次やっていこうと思っております。</p> <p>もちろん明日からやってくださいと言って、そんなすぐにできるわけでもないというふうに思っておりますので、徐々に浸透していけばなと思っておりますが、私どもが指導させてもら</p>

<p>会長</p>	<p>うときには、やっぱり産業廃棄物になりますので、それは一般廃棄物処理施設には入れないでくださいねって言わないといけないので、そういうところはちゃんと言っていこうと思っております。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>災害廃棄物に関してなんですけれども南海トラフ級の地震が来れば、上町台地いわゆる大阪城の手前ぐらまで津波が来るよというようなことはよく言われているのですけれども、そうなりますと私の記憶でしたら生き残る焼却場が東淀、鶴見、八尾、もっと言いますと四條畷・交野の共同ですかね。</p> <p>そこは生き残る。</p> <p>もちろん門真市さんも生き残る話になるのですが、そうになると大阪市内、堺などでも全滅になっていると思うのですが、そちらで発生した災害廃棄物の焼却ですとか、あるいは一時保管なんかを内陸である北河内の方に押し寄せてくる可能性があるので、検討いただいた方がいいのかなと思います。</p> <p>鉄砲水が来たときには、おそらく東淀工場なんかも全滅する可能性がありますので、いつ起きるかわからないことを言っても仕方ないのですが、門真市においては、どこに仮置きするか、一時保管するかっていうのが、なかなか厳しいところがあるのですが、南海トラフが来ますと門真市だけの問題じゃなくなるということを理解しつつ、何か政策を考えていただく方がいいのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>

会長	<p>ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思いますが、何かコメント等ありましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>資料4の7ページを見ていただきたいのですが、今回、中間見直しで災害ごみの推計を見直いたしました。</p> <p>それで一番右端、南海トラフ巨大地震が発生した場合のごみ量ということでございますが、下から6段目ぐらいですかね、災害廃棄物発生量30万3,710tというような膨大なごみ量が出るということでございます。</p> <p>これをどうやって処理していくのかというところは、なかなか大阪だけで考えても仕方がないようなレベルになっておまして、おそらくは、海の上に仮設の焼却炉を設置して燃やしていくとかいうやり方をしないと、とてもじゃないけど現状の一般廃棄物処理施設の処理能力で処理できるようなごみ量ではございません。日常で出てくるごみに合わせてこれだけの余力を持つというのはナンセンスですから新たな仮設の焼却炉を設置するっていうのが妥当なところかなと思います。</p> <p>一時保管場所をどうするのかっていうのも大変重要な問題だと思います。</p> <p>一時保管場所をどうするのかっていうのも、考えても公表するわけにはいきません。非常にデリケートな問題がございますから、その辺は考えてはいるけれども、なかなか難しいというのが正直なところでございます。</p> <p>地震が来ないのいいなとは思っておりますけれども、万が一来たときにはもう国を挙げて何とかしてもらわないと、一市町村でどうこうできるようなレベルではないかなと思っております。</p>

会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>この概要の方には、将来推計の話として産業系のことは背景として上がってこないのですか。</p> <p>家庭系の方は人口の変動とか世帯数については上がっているのですけれども、産業の方は資料2の方には本編の方には書かれているのですけれども、概要の方にはないので、それは何か意図があってされているのかどうかっていかがでしょうか。</p>
事務局	<p>将来推計10ページ一番下のところ、事業系の方については簡単にしか書いてないのですけれども、将来事業所数については、経済センサスによる事業者数を直線回帰で予測しましたということを書いていまして、将来的な事業所数の推移を見て、ごみ量1事業所当たりの排出量を原単位として求めて、それに将来事業所数を掛けて算出しているというやり方になっておりまして、もちろんの概要ですので、簡単にしか記載しておりません。</p>
委員	<p>本編の7ページにある第4節産業について、少し従業者数が増えるようなグラフになっておりますよね。</p> <p>これをもとに、もちろん計算されていると思うのですが、この概要だけご覧になる方もおられるのではないかなというふうに思いましたので、それで概要の3ページと4ページの間ぐらゐに挿入されたらいかがかなというふうに思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。そのように変更したいと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>では中間見直しに関しましては、一旦ここまでとさせていただきます。次は、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>(3) で答申の素案について事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、答申（素案）について、ご説明させていただきます。</p> <p>【資料5】をご覧ください。</p> <p>こちらが、答申の素案となりますが、本日の審議会では、この素案の内容について、一定問題がないかご審議いただきたく存じます。</p> <p>資料説明の前に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。</p> <p>【資料4】の9ページ「今後のスケジュールについて」をご覧ください。</p> <p>これまでの審議会における議論を踏まえまして、本日の審議会で門真市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）の案をご提案させていただきましたが、今後、本日ご意見のあった点等を修正いたしまして12月上旬から約1か月間、市民の皆様のご意見等をお伺いするためのパブリックコメント手続きを行う予定です。</p> <p>次回開催の審議会では、パブリックコメント手続きで寄せられたご意見等とその内容を踏まえた計画の修正案についてご審議いただいた後、答申を確定させていただけたらと思っておりますので、何卒宜しくお願い致します。</p> <p>では、改めて【資料5】の答申（素案）をご覧ください。</p>

今回の答申は、4つの項目について挙げさせていただいております。

1. 事業系ごみについては、排出事業者への立入や許可業者搬入ごみの展開検査を実施するなど、ごみの排出ルールを周知・徹底し、産業廃棄物が事業系ごみとして搬入されることのないよう適正処理の指導に努めること。

2. 持ち込みごみの廃棄物処理手数料については、ごみの排出抑制のほか、受益者負担の原則から費用負担の適正化を図るため、中間処理に要している費用の半額程度を負担するよう見直しを行うこと。

なお、廃棄物処理手数料の改定に当たっては、激変緩和措置を講じることとし、令和8年度から10kg当たり120円、10年度から10kg当たり150円程度とすることが適当である。

また、粗大ごみの持ち込みについては、不適切なごみの搬入防止や収集する粗大ごみに処理券を導入していることとの整合性を考慮し、令和8年度から同程度の処理手数料とするよう見直しを行うこと。

3. 家庭ごみ（普通ごみ）の有料化については、市民の理解や協力が不可欠である。家庭ごみ有料化の導入に伴い 不法投棄の増加が懸念されることから、周辺自治体との連携が必要であり、各種施策によるごみ減量化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討すること。

4. プラスチック製品資源循環促進法に基づく製品プラスチックの分別収集については、市民が取り組みやすい分別手法の検討や周知に努め、計画的に実施すること。としております。

説明は以上となります。

<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>非常に責任の重い答申の案ということですので、ご審議いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>答申案というのはあくまでも市長に対して審議会が出す答えであり、これイコール政策ではないということだなと私は理解しているところなのですが、もちろん今回のこの審議会、前回もそうなのですが参加させていただいて、ほぼそういう形になっていく向きなのかなというところではあります。</p> <p>先ほど事務局からご説明いただいた通り、どうしても物価というのは上がっているわけですし、戦争もまだ終結していない。</p> <p>それにおいて原油価格が高騰して、全ての値段が上がっている中で、門真市としての歳入がなければ立ち行かなくなっていくというのは当たり前でありますから、値上げありきなのかなとは思いますが。</p> <p>ただですね8年そして10年わずか2年間で、30円ずつ上がっていくというのは、なかなか法人市民さんにご理解を得るというのは、ちょっと厳しい状況になるのかなとは思うのですね。</p> <p>もちろん、これを踏まえた上でそういうのが値上がりするときに周知徹底というのは、前段階から進めていただかないとちょっと厳しいのかなとは思いますがね。</p> <p>この値段を交渉するというのは、我々許可業者がお受けするところであって、なかなかご理解を得られにくい場面があるのですよね。</p>

	<p>そうなるかと許可業者たちが手出しする場面も出てくると、そんなこと知らんからって言われたらそこまでなのですけども、そのあたりですね、実働部隊として値上げしてくるもののバックアップを取っていただく必要はあるのかなと思いますね。</p> <p>ただ私の経験則で言うところのこんな値上がり方をするのは、2回目ですからね。</p> <p>前回もそうだったのですよね。</p> <p>その辺りは周知徹底期間がかなり短かったのも、法人市民さんがかなりお怒りだったのですよ。</p> <p>あるいは、最初の値上げの1年間我々許可業者が持ち出ししているという場面があったので、その辺りはよくよくご考慮いただきたいのかなというところがありますね。</p> <p>あと答申内容についてなんですけれども、やはり先ほど申したようにプラスチック資源循環促進法に基づくという書き方については、行政の方がお手本を示していただく場面は往々にして出てくるのかなと思いますので、早急に取り組みをしていただくという前提で、こういう答申になっても私はいいのかなというところがあります。</p> <p>私から以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1点目のお話で答申イコール施策として実施ということではないというのはおっしゃる通りだろうと思います。</p> <p>答申をいただいたものをベースに当方で検討します。その後、手数料条例の改正が必要になってきますので、議会の方で議論をいただいて、値上げをするということになりますが、も</p>

	<p>ちろん答申をいただいていることも非常に重要な内容かと思えます。</p> <p>私どもが考えたのは令和8年度から値上げっていうのは、令和7年度は周知期間として、令和8年度から値上げしますよということを周知していこうと考えておるわけですが、もっと周知期間が要るとか、30円ずつ上げるのは、難しいというご意見があるのでしたら、ぜひ言っていただきましたら、検討させていただこうと思いますが、よろしいですか。</p> <p>過去の経緯をみましても、守口市、大阪市が値上げをすれば、右みて左みてではないですが、門真市も値上げをします。</p> <p>過去に11月か12月頃に来年4月から値上げをしますということがありましたが、周知期間が短いので難しいということがありました。</p> <p>周知期間を長いこと設けてほしいということについては、法人市民さんが目に触れるところで、こういう理由で値上げをしないといけないということを広報やHP等を通じて周知を図っていただきたい。</p> <p>でないと、法人市民さんが納得しないかなと。</p>
<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。家庭ごみの有料化は、今回見送るということですが、手数料等に関しては2番目に書かれていますごみの排出抑制という部分では、非常に効果があると思います。</p> <p>事業系ごみに関しては、受益者負担の原則という部分で、廃棄物を出した方に処理費用が転嫁されるような形になっているのかというところについて、きちんとしていかないといけない</p>

委員	<p>というような意味合いも込めて、ここに入っているのかなというふうに感じております。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ちょっと細かい話なのですが、素案の4つ名の冒頭にありますプラスチック製品資源循環促進法ってということで製品って要らないかなと思ったのですが、プラスチック資源循環促進法でよかったかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃる通りだと思います。</p> <p>委員から先程、ご指摘があった製品プラスチックの話なのですが、ご承知の通り、例えば家庭から出てくるごみで、洗面器ですとか、石鹸入れなどの容器みたいなもので、純粹にプラスチックだけでできているような製品ですね、そういったものを新たな法律で、製品プラスチックとして分別をなさいたいというのが国からの方針でございます。</p> <p>製品プラの分別に取り組んでいかないといけないのですが、国は、別途、容器包装リサイクル法で、容プラって呼ばれているようなプラスチック製の袋などはもう別に分別収集しているんで、それとあわせて製品プラスチックを収集しなさいという方向で進めていこうとされている。</p> <p>ですが、現状で集めた容プラと製品プラが混ざった物をリサイクルできるのかというと、リサイクルするところが十分でないところがある現状で、当方としてもそういうリサイクルルートができないと、分別だけを始めても仕方がないのでこういう言い回しになっているということでございます。</p>

<p>会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>事業系のプラスチックはもちろん産業廃棄物になるので、あくまでも家庭から出るごみに関連しての話だということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>ちょっと私も聞き漏らしたのだと思いますが、2番目の後半の粗大ごみ持ち込みの部分で、粗大ごみに処理券を導入していることとの整合性というところは、別途集めているものと持ち込んでいるものとの費用がかなり違うというところを調整したいということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃる通りでございます。</p> <p>実はですね、門真市で持ち込みごみがどれだけあるかという、1年間で確か1万6,000件ぐらいの持ち込みの件数がございます。</p> <p>他都市に比べて非常に多い申し込みの件数になっておりまして、先ほども言いましたが、無許可業者が周辺の自治体から集めてきた粗大ごみを自分のごみとしてクリーンセンターに搬入しているような事例もあるのではないかと考えております。</p> <p>例えば、遺品整理ですとか、便利屋さんですとか、いろいろ門真市内の事業者さんはいらっしゃるのですが、もちろん門真市だけで事業をやっているわけじゃなくて、周辺自治体の地域のごみを便利さんが集めてくる、自分のごみだと言って門真で出すというようなことも事業系ごみが多い一つの要因になっ</p>

	<p>ているのではないか、また、そうやって安易にごみを捨てられることが、ごみの多い原因の一つになっているのではないかと いうようなこともございまして、何とかそういう持ち込みごみを減らしたいと考えております。</p> <p>そういう場合にどうしたらごみの減量化ができるかという 処理手数料を上げるとか、あとは、まだ門真市の内部で検討中 でございますが、市民の皆様と同じようにシールを貼ってもら うとか、結構シール貼るのも手間なので、そういう事業で持つ て来られる方が捨てにくくなる。</p> <p>周辺自治体はそういうことをやっているのに門真市はやって いないからどうしても門真市に集まってくる。</p> <p>というような所があるのではないかなと思っておりまして、 そういうことをコツコツと対処していこうと考えているところ です。</p> <p>そうすると答申の案では同程度の処理手数料とするよう見直 しを行うということですが、必ずしも手数料のことだけではなく て、制度等も含めてということなのですね。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>シール制にするか、それとも同じ金額を取るような料金制度 にするのか、それはまだ検討段階です。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>シール制にするか、それとも同じ金額を取るような料金制度 にするのか、それはまだ検討段階です。</p>
会長	<p>制度の見直しを視野に入れているようなので、制度を見直すな り検討するなりというような言い方にさせていただく方が趣旨に 合うのかなという気がしました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>

会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>持ち込みされるごみで特に事業系を意識された答申になっていると思います。</p> <p>直接市民の方は関係なさそうというふうに思われる方もおられるのではないかなど。</p> <p>ただ、事業活動を通じてですね、料金が上がるということが当然出てくるわけで、今まで引っ越し屋さんが気軽に持っていったくれたものを持っていけなくなりましたというような話にいずれなるとは思うのですけれども、そう考えますと、こちらのパワーポイントのスライドの資料が出されないということですので、他市さんと比べて原単位がこれぐらい違うとかということは、市民の方になかなか伝わりにくいところがあります。</p> <p>どういう形でお伝えになるかはともかくとして、何か市民の方々にも、もう少し現状をお伝えするようなことを考えていただくというような話や、ここで検討した話は入れ込んでいただいてもいいのかなというのは少し感じたところです。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>市民に対する周知につきましては、ご議論をいただきまして答申を得ました内容について、周知するように対応していきたいと思います。</p> <p>計画書にもう少し資料として盛り込んだ方がいいのではないかなという趣旨ですか。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>

委員	<p>なかなか値上げの根拠というのが、市民の方にはちょっと想像が付きにくいじゃないかなというのは改めて思うところです。</p> <p>今後ご議論いただくということで、実働で動かれる方々は、色々周知しないといけないということですので、そういう仕組みとセットで施策展開していただけないかなと。</p> <p>そのような内容を盛り込まれるというのも、一案かなと思います。</p>
会長	<p>答申の2番目が3つの段落にわかれておりますが、2段落目のなお書きの部分は上の段にそのまま繋げてもいいのかなと思ったのですが、これは最初の段落は3段落目の粗大ごみの持ち込みに関しても含めての大枠ということなのでこうなっているということですか。</p> <p>中間処理に要している費用の半額程度というのは、120円150円というようなところへ繋がってくるのかなと思ったのですが、粗大ごみの方に関しましては中間処理の半額程度という話ではないということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p>わかりました。</p> <p>1段落目と2段落目を繋げた方がいいと思います。</p>
会長	<p>時間もだいぶ迫ってまいりましたが、他にご注意いただく点、いかがでしょうか。</p>

委員	<p>適切なごみの搬入ってというのは、一般市民で粗大ごみを捨てようと思ったら、電話で予約をして、時間と日にちを予約するじゃないですか。</p> <p>それで車で重さを測って、受付して、捨てて、また測って、免許証見せて、お金を払うのですが、そういう不適切な方ってというのは、免許証とかを見せたりはしないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業をされている方で、先ほどもちょっとご説明しましたが、門真市以外のところで出たごみを門真市のごみとして、粗大ごみとして持ち込んでいるのではないかということですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>その人は門真市民なのです。</p> <p>自分のとこで出たごみだというふりをしてたくさんのごみを持って来ているのではないかということです。</p>
委員	<p>そういう人たちは、記録に残らないということですか。</p>
事務局	<p>記録に残っています。</p>
委員	<p>では、大体わかっているということですよ。</p>
事務局	<p>記録として残っているのですが、家庭から出るごみというところですので、それ以上その場で追求していくところまでは、まだしていないので、担当課としても課題と思っています。</p>

委員	<p>何回も来ていておかしいというのはあるのですね。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>
委員	<p>なかなか門真市さんとしてもお忙しい中で、一件ずつ記録を残していこうとすると業務が追い付いていかないという一面もあります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、答申案、一応いくつかご質問ご意見出ましたけれど、それを踏まえ大枠としては素案の方向を承認する方向で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議題のまとめとしましては、前回の審議会の振り返りをした後、中間見直しに関する大きな変更点の説明等を受けました。</p> <p>その中で費用を上げるということは、事業者さんにとってはかなり大きな話で、そこをご理解を受けていかないといけないということについて、周知徹底をきちんとする。</p> <p>役所として周知する期間のことであったり方法であったりということが一つと、あわせて事業者としての門真市としても、自ら率先してやっていく姿勢を見せていくということがないとなかなか事業者さんついてこないよというようなご意見があったかと思います。</p> <p>ごもっともだと思いますので、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>金額をどのように上げていくかと、上げ方とか上げ幅とか、色々と難しいところだとは思いますが、今の処理費用というよ</p>

司会

うなところを見た上で、その半分程度というようなところは妥当なところではないかということで、上げていくということ答申の方針としていく。

また、一気に上げるのではなくて最終的には150円まで持っていきたいのだけれど、段階的に上げるということでご了承いただくというようなところが出たかと思います。

また一般廃棄物の手数料に関しては、有料化はすぐには行わないというようなことかと思います。

いずれにしても手数料を上げるというのはかなり大きな話ですし、弁当がらのような事業系のプラスチックも産業廃棄物として今後きちっと扱っていくというようなことも、かなり大きな話ですので、きちんと理解していただけるようなデータを出したり、周知したりというようなところを進めていってくださいというご意見だったかと思います。

その辺りでよろしいでしょうか。

そうしましたら議題の1から3に関しては以上とさせていただきます。

委員の皆様には、審議会の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

最後に(4)「その他」について説明してください。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

いただきましたご意見等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の中間見直し作業等を行ってまいります。なお、資料等の修正や議事録の確認につきましては、日程的な制約もございしますので会長へ一任とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同	〔異議なし〕
司会	<p>最後に、（４）「その他」でございます。</p> <p>次回審議会の開催は、令和７年２月２０日（木）午前１０時を予定しております。</p> <p>すでにご都合が悪いようでしたら、お教えてください。</p>
委員一同	〔異議なし〕
司会	<p>日程が近づきましたら、改めてご都合を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和６年度第１回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を閉会させていただきます。</p> <p>長時間にわたり、まことにありがとうございました。</p>